（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十四条　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号イ中「都の特別区及び」を「特別区にあっては区長、」に改め、「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項第一号中「都の特別区及び」を「特別区の区長を含むものとし、」に改め、「区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第十六条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表第六条第二号の項の次に次のように加える。

第二十一条第二項第二号	及び	の区長を含むものとし、
	区長	区長又は総合区長

第四十八条第一項の表第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第二号	及び	の区長を含むものとし、
	区長	区長又は総合区長

附　則

（施行期日）

1　この省は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（人口動態調査令施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式は、第二条の規定による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

○国土交通省令第八十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月九日　　国土交通大臣　石井　啓一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第一条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第三十条の五第一項」を「第三十条の八」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号以外のもの」を加え、「第三十条の八第一項」を「第三十条の八第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第二十一条第三項中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

（建設業法施行規則の一部改正）

第二条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第三項若しくは第五項」を「第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第十七条の四第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外のもの」に、「住民基本台帳法第三十条の七第三項」を「同法第三十条の九」に改める。

第十七条の二十九第三項、第十七条の三十一第三項及び第二十一条の五第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に、「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に改める。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第三条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二の三第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（気象業務法施行規則の一部改正）

第四条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関。以下同じ。）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」に改める。

第三十三条第三項及び第三十八条第二項中「第三十条の七第三項」を「第三十条の九」に、「都道府県知事」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第五条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、「以下同じ。）」の下に「のうち個人番号（同法第七条第八号の二に規定する個人番号をいう。以下同じ。）以外のもの」を加え、「第三十条の七第三項若しくは第五項」を「第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に、「第三十条の八第一項」を「第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第十条の二第二項中「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち個人番号以外のもの」に、「住民基本台帳法第三十条の七第三項」を「同法第三十条の九」に改める。